

様式第3号（第7条関係）

会議録

- 1 附属機関の会議の名称 令和3年度第1回水戸市行政改革推進委員会
- 2 開催日時 令和3年11月2日（火）午前10時00分から午前11時55分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
秋山千晶，大津順一郎，川島佑介，川瀬武彦，軍地美代，小林弘子，中村博，
百武幸子，藤原喜延，保立武憲，堀井武重，吉田勉，吉原悦子
(氏名五十音順)
 - (2) 執行機関
園部孝雄，熊田泰瑞，櫻井和則，嘉成将大，千田寛，渡辺慧，菊池佳穂，北條佳孝，
出沼大，介川忠明，安里裕行，高安正紀，白石嘉亮
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況について(公開)
- 6 非公開の理由
公開
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - ① 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況の概要について
 - ② 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況
 - ③ 令和3年度第1回行政改革推進委員会質問一覧表
 - ④ 水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況に対する質問及び回答
- 9 発言の内容
○事務局 本日は，大変お忙しい中，お集まりいただきまして，まことにありがとうございます

ます。定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので、令和3年度第1回水戸市行政改革推進委員会を開会させていただきます。本日の出席委員でございますが、13名でございます。なお、___委員、___委員からは、御都合により欠席との御連絡がございましたので、御報告いたします。なお、当委員会は定足数に達してございます。まず資料の確認をさせていただきます。事前に「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況の概要について」と、「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況」の2点を送付させていただいてございます。本日、新たに配布する資料といたしましては、資料3「令和3年度第1回行政改革推進委員会 質問一覧表」と、資料4「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画 令和2年度実施状況に対する質問及び回答」を配布しております。資料に不足がある場合には、お知らせをお願いいたします。なお、本日皆様のお手元には、マイク台を設置しておりますので、発言される際はそちらをお使いいただきますようお願いいたします。それでは、議事進行は、水戸市行政改革推進委員会条例第6条の規定に基づき、___委員長をお願いいたします。

○___委員長 はい。よろしくをお願いいたします。それでは、会議次第に基づきまして、議事を進めることといたします。水戸市会議の公開に関する規程に基づきまして、会議録の公開が後日必要となりますので、会議録の署名人を指名させていただきます。___委員と___委員をお願いいたします。それでは、「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料①及び資料②について御説明いたします。資料①「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況の概要について」を御覧ください。1 行財政改革プラン2016につきましましては、強くしなやかな行財政運営の構築を基本理念とし、平成28年度から令和5年度までの8年間の大綱のもと、現在は後期実施計画令和2年度から令和5年度までに則り、改革に取り組んでいるところでございます。2 令和2年度実施状況の概要につきましましては、令和3年3月31日現在において、実施項目別の集計では、30の実施項目のうち、17項目が「実施」で57パーセントの達成率となり、残りの13項目については、「一部実施」となっております。また、実施項目の詳細として設定した116の年度計画のうち、87が「実施」で75パーセントの達成率となりました。資料①の別紙を御覧ください。こちらは、令和2年度実施状況に係る実施・一部実施等一覧としまして、全ての実施項目と年度計画を一覧にしたものでございます。実施のものには「○」、一部実施のものには「△」を、未実施のものには「×」を記載しておりますので、後ほど御参照願います。改めて資料①の下段へお戻りください。財政的効果につきましましては、社会保障制度の適正な運営、未利用財産の処分などにより、令和3年3月31日現在で、後期実施計画1年間の実績としまして8,467万円の財政的効果となっております。資料①の裏面を御覧ください。参考として、新型コロナウイルス感染症の実施状況への影響を記載しております。令和2年度の実施状況においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施を見送った事業や、規模の縮小を余儀なくされた事業が一定数含まれています。そういった、新型コロナウイルス

ス感染症の影響により、実施状況が「一部実施」や「未実施」となったものを踏まえた、年度計画の実施状況の概要は以下の表及びグラフのとおりです。具体的には、令和2年度に「一部実施」、「未実施」となったものが合計25パーセントのうち、コロナの影響によるものが18パーセント、その他の要因によるものが7パーセントとなっております。資料①の説明は以上となります。続きまして、資料②「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況」を御覧ください。こちらでは実施状況の主なものを御説明いたします。はじめに、3ページをお開きください。表の構成としましては左から実施項目、期間内における年度計画、実施状況(令和3年3月31日現在)、実施における効果、また、財政的效果、備考、担当課の順に掲載しております。それでは、項目1「窓口サービスの向上」についてでございます。キャッシュレス決済の導入について、市民課窓口及び休日夜間緊急診療所においてキャッシュレス決済を導入したこと等から、項目1は「実施」となっております。続いて、4ページの項目2「保育所及び開放学級の待機児童の解消」についてです。開放学級については、待機児童0人を達成したところでございますが、保育所待機児童については未だに解消には至っていないことから、項目2は「一部実施」となっております。続いて、項目3「情報発信の充実」につきましては、6ページを御覧ください。情報発信に係る職員研修の拡充について、年度計画を研修2回実施としているところ、備考欄にありますように、新型コロナウイルス感染症の影響により職員研修の実施が困難になったため、1回しか実施できず、「一部実施」となっております。続いて、項目5「市民意見の反映」につきましては、8ページを御覧ください。附属機関への市民参画の拡充について、公募委員の拡大として、令和2年度は公募率70パーセントを年度計画としており、令和2年度実績が82パーセントとなったこと等から項目5は「実施」としてしております。続いて9ページ、項目7「協働の体制づくり」につきましては、協働事業に係る市民意向の聴取として市民アンケートを実施しましたが、地域円卓会議の開催については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止としたことから、項目7は「一部実施」としてしております。続いて12ページを御覧ください。項目10「組織・機構の適正管理」についてです。こちらは組織・機構の適正管理に加えて、部間応援の実施として「部を超えた職員の臨時派遣制度について」を策定し、各課への周知を行ったことから項目10は「実施」としてしております。続いて13ページを御覧ください。項目12「公共施設等の適正管理」についてです。個別計画策定及び推進、福祉施設のあり方の検討を実施したことに加えて、保育所・幼稚園の適正規模・適正配置方針に基づく施策の推進として、常澄保育所、稲荷第一幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し、常澄認定こども園を設置、内原保育所、内原幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し、内原認定こども園を設置、並びに飯富幼稚園及び稲荷第二幼稚園の廃止を実施したこと等から、項目12は「実施」としてしております。続いて15ページ、項目14「ICTの活用」についてでございます。個人番号カードの交付率向上として、令和2年度目標を17.5パーセントとしていたところ、交付率27.8パーセントを達成しました。その他16ページのAI活用可能な業務の検討やRPA導入として、RPAの導入18業務、AI議事録システムの導入等

を実施したことから、項目 14 は「実施」としております。続いて 19 ページをお開きください。項目 16 「事務事業の民間活力活用の推進」についてでございます。ごみ収集業務において、水戸地区の燃えるごみ・燃えないごみ収集運搬業務の一部委託を行ったほか、学校給食調理業務において、小学校 2 校の委託化を行ったこと等から、項目 16 は「実施」としてしております。続いて、項目 17 「公の施設の管理運営に係る民間活力活用の推進」についてです。21 ページの植物公園について、指定管理者制度を令和 3 年度から導入することを決定したほか、各施設において民間活力活用に向けた検討等を行ったことから、項目 17 は実施としてしております。続きまして 24 ページを御覧ください。項目 20 「給与の適性化」についてです。人事評価結果の給与への適正な反映として、人事評価結果の勤勉手当への反映に向けた条例改正を実施したこと等から、項目 20 は「実施」としてしております。続いて、項目 21 「補助金・負担金の適正化」については、予算編成における補助金・負担金の見直しをした一方で、備考欄にあるとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う事業者や市民生活への影響を考慮し、専門委員による検討を見送りとしたことから、項目 21 は「一部実施」としてしております。続きまして 25 ページ、項目 22 「社会保障制度の適正な運営」でございます。こちらは 25 ページから 27 ページにかけて、各項目に取り組んでまいりました。要介護認定の適正化や障害者福祉給付費等の適正化、また保育所等施設型給付の適正化等の実施項目に加えて、28 ページの生活保護において、就労支援の推進として就労支援相談員を中心に就労支援を実施し、就労率 53.3 パーセントを達成し、財政的効果として 76,268 千円の保護費の適正化を図りました。また、28 ページ下段の扶養義務調査においては、郵送による扶養能力調査を実施した結果、214 千円の保護費適正化につなげております。一方で、29 ページから 30 ページにかけて、一般検査、実地指導等の適正な実施につきましては、社会福祉法人、老人福祉施設、介護サービス事業所、障害（児）福祉施設等におきまして、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部の実地指導を翌年度に延期する等したため、項目 22 は「一部実施」としてしております。続いて 32 ページを御覧ください。項目 24 「収納率の向上」についてでございます。こちらについては、32 ページの市税をはじめ、33 ページの保育所利用者負担金、35 ページの下水道使用料及び学校給食費の費目において、それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響により目標とした収納率に至っておりませんでした。そのため、項目 24 は「一部実施」となっております。続いて 37 ページを御覧ください。項目 26 「未利用財産の活用と処分」は、公営企業が所管する財産以外を財産活用課、公営企業である上下水道局が所管する財産を水道部経理課でそれぞれ取組を進めております。財産活用課におきましては、売却 20 件、貸付 100 件の年度計画のところ、売却 31 件、貸付 101 件となり、46,068 千円の収入となっております。なお、水道部経理課所管部分につきましては、売却 1 件、貸付 2 件の年度計画のところ、貸付 2 件、1,138 千円の収入となりましたが、売却につきましては一般競争入札の結果、不調となったため、項目 26 については「一部実施」となっております。続いて 40 ページを御覧ください。項目 29 「多様な人材の確保」についてでございます。多様な人材の確保（特別選抜試験、民間企業等経験者採用試験等の

実施)につきましては、令和2年度、行政保健師業務経験者の保健師3人を採用しました。一方で、41ページの女性職員の管理職への登用につきましては、女性管理職の割合が15.4パーセントに留まり、項目29は「一部実施」としております。続いて42ページ、項目30「ワーク・ライフ・バランスの推進」についてです。時間外勤務時間の縮減として、平成30年度の年146時間の実績に対して、令和2年度目標を4パーセント減としていたところ、令和2年度の実績は5.0パーセント減となり、目標を達成しております。一方で、年次休暇の取得促進につきましては、令和2年度目標の年12日を達成していないほか、43ページの職員の健康管理とメンタルサポートについても、令和2年度目標である、職員数に対する精神性疾患による長期療養休暇者数の割合において、地方公務員の平均値を下回ることができず、項目30については「一部実施」となっております。実施状況について、主要な説明は以上となります。事務局より資料①、②についての説明を終わります。

○**委員長** はい。ありがとうございます。ただいま、「水戸市行財政改革プラン2016後期実施計画令和2年度実施状況」について報告がありました。本日の資料は事前に皆様にお届けし、あらかじめ御質問をいただいておりますので、まず、その質問に対する回答をもらい、その上で関連する御質問も受けながら、進めてまいります。本日は、質問があった項目の所管課長に御出席いただいておりますが、関連する質問が終了したところで退席していただきます。それでは、五つの大きな柱ごとに進めてまいります。初めに、第1の柱「質の高い市民サービスの提供」について、回答をお願いいたします。

○**みとの魅力発信課** はい。みとの魅力発信課でございます。よろしく申し上げます。市民意見の反映について、御質問にお答えいたします。従来型の市民懇談会は、市民と行政が協働しまちづくりに取り組むことを目的に、自治組織である地区会ごとに、地区の方にお集まりいただき、地区の課題等について懇談しております。令和2年度に開催した拡大版の市民懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、新たな試みとして参加人数を制限し、複数地区の代表者による対話形式としました。各地区会が課題としている「町内会の加入率向上」をテーマに、5地区会から、各2名及び水戸市住みよいまちづくり推進協議会の「町内会・自治会加入促進委員会」から2名の計12名の方に対話に参加していただき、各地区の町内会加入率向上のための取組などについて意見交換を行うとともに、市への要望をお伺いしました。傍聴者として各地区会最大5名を募集したところ、合計18名が来場されました。地区会からの参加者は合計で30名となっております。懇談会終了後に対話参加者12名に対して行ったアンケートにより、満足度について5段階で評価をしてもらったところ、一番高い評価である「大変満足した」が2名、次点の「満足した」が8名、「どちらでもない」が2名、「不満だった」及び「大変不満だった」は選択なしと概ね好評でした。自由記述欄には、「各地区の具体的取組の中で、参考にできるものがあり良かった」「5地区の意見をもっと聞きたかった」との意見のほか、対話形式の市民懇談会を今後も継続すべきとの意見が4件ありました。また、当日の意見から、以下のとおり市における今後の検討施策を抽出いたしました。

- ・町内会・自治会に加入しようとした方が、どこに連絡すればいいのか迷うことがあるとのことなので、加入申込書を市に提出すれば、手続きが完了するという方法を検討する。
- ・地区を紹介するチラシの作成について検討したい。
- ・開発を行う業者に対して、入居者に町内会の加入を呼びかけるよう要請したい。
- ・転入者へ市民課職員から、町内会への加入を呼びかける。専門員の配置を検討する。
- ・町内会・自治会単位で行う加入説明会に、市の職員が参加するなどの協力をさせていただく。

令和2年度の行政懇談会につきましては、本市の若い世代への広報について、通常話を聞くことができない若い世代の方から意見をいただくため常磐大学の学生と懇談を行い、若い世代への効果的な広報についての提言をいただきました。以上でございます。

○___委員長 はい、ありがとうございました。市民懇談会などを中心に御回答いただきました。御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

<意見無し>

○___委員長 11月頃に開催された市民懇談会でしたね。私が議事進行を務めました。地区の代表の方々に集まっていただいて、2時間ほどかけて活発な議論がなされたと記憶しております。自治会に加入される方が非常に少なくなっているという状況を踏まえて、昨年のいろいろな取組を紹介するという趣旨で開催されたものでした。課題が見えてきて、今後どのようにするか意見もまとまっていました。ただ、開催して終わるのではなく、引き続き関心をもって行うのが良いかと思えます。

○___副委員長 よろしいですか。今年はまだテーマが変わるのですか。

○みとの魅力発信課 はい。今年度は、町内会について行うものもあるのですが、防災に関するものをテーマに加えたいと考えております。

○___副委員長 公聴会は続けていくということですね。

○みとの魅力発信課 はい、そうです。

○___副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○___委員長 他に御意見はありますか。

○___委員 よろしいですか。今の町内会のあり方、例えばマンション住まいの世帯も多いですよね。町内会とマンションの自治会のあり方が、どのような形になっていくのか見えなそうです。管理組合がしっかりしたマンションもあれば、誰が住んでいるのかわからないといったところもあります。市民活動の充実、町内会の活性化を図るためにも、マンションの自治会のあり方について行政側からリードしていただくとよいかと思えます。

○___委員長 マンションを展開する不動産業者と市が連携して、町内会への勧誘を行うといった取組をしているようです。

○市民生活課 ただいまの御質問にお答えします。マンション等の町内会への加入につきましては、宅建協会と連携を図りまして、また、水戸市住みよいまちづくり推進協議会の御協力をいただきまして、加入を働きかける活動を開始したところでございます。今後、成果

が表れると思いますので、それまで少々お待ちいただきたいと思います。

○___委員 そういう方向で動いているということですね。よろしくお願いします。

○___委員長 他に御意見はありますか。

○___委員 一例を挙げますが、ある30世帯くらいの小規模マンションで町内会費の話が出まして、1戸ずつで会費を払ってほしいと町内会から話があったそうです。現在もそういう形なのでしょうか。

○___市民生活課 会費の支払いについては、地区ごと、マンションごとに対応が異なります。町内会、マンションのオーナー、住人の方々との話し合いで決めているのが実態です。地域や運営会社によっても違ってきますので、一概にはいえませんが、基本的には話し合いの上で円滑に加入していただけるようお願いしているところでございます。

○___委員 仮に管理組合を開いて、個々の世帯ではなくマンションが一括で町内会費を払うとなった場合、行政側としては応じるということですか。

○___市民生活課 自治会の会費について行政は関与しないところでございまして、地域住民の皆様と各団体で話し合いをして決めていただければと考えております。

○___委員 わかりました。

○___委員長 よろしいですか。私からもお聞きしたいのですが、現実には50戸や100戸入っているようなマンションもあれば、少ない戸数のマンションもありますよね。例えば、まとめて会費を払うと少し割安になるとか、そういうことはありますか。

○___市民生活課 原則として戸別にいただくことになっておりますが、町内会・自治会に加入していないマンションの住人がいるのが実態です。どのようにしたら加入していただけるか、町内会の役員の方が検討しているところです。その結果、戸別にするか一律にするかを決めていると聞いております。

○___委員長 わかりました。

○___委員 30戸あったとして、そのうちの1戸だけが会費を支払うということはありませんか。

○___市民生活課 私の知る限り、そういった事例はないです。

○___委員 なぜこの質問をしたかという、会費を払っている1戸には市の広報誌がいく、それ以外の29戸には広報誌や市からの連絡がいかないことになります。会費を払わないからといって、こうした差別化は不信感を生むと思います。会費を払わない人が不利益を被る現実がありますので、会費のとり方は、行政と町内会で話し合いをしていただきたいです。

○___市民生活課 広報みとは、町内会をとおして配布しておりますので、町内会に入っていない世帯には届かないことになります。我々もそれは大きな問題としてとらえておりまして、手法の検討を進めているところでございます。

○___委員長 重要な課題だと思いますので、引き続き検討をお願いします。他に御質問はありますか。

<意見無し>

○委員長 よろしいですか。それでは、第1の柱「質の高い市民サービスの提供」については以上となります。次に、第2の柱「市民との協働によるまちづくりの推進」の質問に移ります。回答をお願いします。

○市民生活課 それでは、「7 協働の体制づくり」「8 地域に関わる担い手の育成」についての御質問にお答えいたします。質問の要旨は、地域円卓会議等の会議が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止されたが、今後の対応はどうかということでした。まず、地域リーダー研修会や地域コミュニティプラン研修会については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、関係団体が本年度の実施を見合わせる旨の決定をしたことを踏まえ、中止とさせていただきます。来年度はWEBやスマートフォンを活用したリモート研修会の開催なども検討してまいります。地域円卓会議については、本年度末に認定NPO法人が開催予定の円卓会議に係る実行委員会に、現在参加しております。水戸市が主催する円卓会議の開催を見据えて、この実行委員会に参加することによってノウハウや話し合いの調整役を担うスキルを学ぶ機会とさせていただいております。引き続き、認定NPO法人と連携を図りながら、市民との協働に向けた取組を進めてまいります。続いて、「9 協働事業の充実」についてお答えします。質問の要旨は、ボランティア団体・NPO等との連携・協働事業の具体的な内容についてです。福祉分野では、子育て支援や障がい者の自立支援、高齢者の見守り活動やボランティア、スポーツ分野では、各種大会や式典といったイベントの共催やボランティアなどの事業や活動です。また、観光分野や国際交流分野では、まつりの時期などに偕楽園をはじめとする観光名所を案内する観光ボランティアや、国際理解講座や国際交流パーティーといった異文化理解のための事業があります。次に「推進」の意味については、水戸市の計画や事業等の実施主体が水戸市の場合「推進」を、実施主体が水戸市以外の場合「促進」を使っており、事業を実行することを意味します。続いて質問の3つ目、資料ページが10, 11ページです。「9 協働事業の充実」について、質問の要旨は、協働事業提案制度の実施状況及び市民活動情報WEBサイトについてでございます。回答として、協働事業提案制度の活用については、令和2年度の提案件数は8件であり、そのうち、行政課題提示型が1件、自由提案型が7件でした。行政課題提示型の1件は実施しました。自由提案型7件のうち、実施は4件、未実施は3件でした。未実施の理由は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、事業実施が困難であると主催が判断したことによるものです。また、市民活動情報WEBサイト「こみっと広場」は、市民活動団体等の情報発信や相互交流等に利用されており、市民活動の広がりや活性化に役立っていると考えております。一方、市民活動団体等の会員には、高齢者も多く、WEBやスマートフォンの操作、オンライン対応などに不慣れな方がいることが課題となっております。そのため、WEBやスマートフォンの操作方法等の研修会を開催するなど、ICTの利用促進に努めるとともに、幅広い年代層に向けた市民活動団体等の活動情報の提供に努めてまいります。以上でございます。

○___**委員長** ありがとうございます。地域円卓会議、ボランティア団体との連携、それから協働事業提案制度の実施状況、3つの質問にお答えいただきました。これについて、御質問等ありましたらお願いします。

○___**委員** よろしいですか。私自身高齢なので、WEBやスマートフォンの操作が難しいと感じています。学習の場を設ける等、市民活動の推進をしていただきたいと思います。先日、男女平等参画についてWEB会議が行われまして、良い計画を出してくださったのですが、パソコンの操作が大変でした。機材を買ってきても設定しなくてはならない、操作方法を習わないとすぐに使えるわけではないので、学習の機会を作っていただけると、もっと参加者が増えるのではないかと思います。

○___**委員長** ありがとうございます。何かうまくいかなかった事例があったのですか。

○___**委員** 市役所からZOOMで会議を行うとの案内がありました。会議への参加申し込みの期限が短く、とりあえず申し込みをしましたが、WEB会議に参加するために必要な機材の準備や、操作方法を勉強するのに苦労しました。参加する方々のWEB会議に関する知識も、使い慣れている方もいればそうではない方もいてバラバラでした。

○___**委員長** 市のほうではサポートする取組はありますか。

○**情報政策課** パソコンの操作に不慣れな方向けに、基礎的な講座を開催する予定です。今月から月1回程度行っていく予定でして、IT技術のスキルを高めていただく取組を始めているところでございます。

○___**委員** 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、こういったWEB会議を行う機会が増えてきています。きちんと操作できるようにしていかないと、市民協働の活動がうまくいかなくなると思いますので、よろしくをお願いします。

○___**委員長** その他に御質問はありますか。

○___**委員** よろしいですか。高齢者の見守り活動についてです。他市事例ですが、神奈川県横須賀市では終活登録という取組を行っているそうです。水戸市ではそのような活動は行っていますか。一人暮らしの高齢者が急病になったとか、そういうときはどのように対応するかを登録しておくことです。

○___**委員長** メディアでも取り上げられていますね。そういった活動はありますか。

○**事務局** 担当課の出席がありませんので、事務局として回答させていただきます。終活に係る取組としては、水戸市高齢福祉課にてエンディングノートの配布に取り組んでおります。その他に終活講座を実施して、エンディングノートの記載方法を説明する機会を設けております。

○___**委員** それは、その世代に配布したということですか。

○**事務局** こちらの事業については、希望者を募って行っているものですので、見守り活動の対象となる独居世帯の方の取組と紐づけているかは、手元に情報がない状態でございます。

○___**委員長** こんなことをしたらいいのでは、という提案等がありますか。

○___委員 独居の方が亡くなった場合、身内の方がその後のことを手厚くしてくれるならいいのですが、事情があってそうはいかないときは、行政のほうで手を差し伸べていく必要があると思います。

○___委員長 本日は担当課が出席していませんが、このような要望があったことを伝えていただきたいと思います。

○事務局 わかりました。

○___委員長 よろしくお願ひします。他に御質問はありますか。

○___副委員長 よろしいですか。協働事業の推進とは、具体的にどのようなことをされましたか。

○市民生活課 基本的には、ボランティア活動に参加する団体を増やしていくことを行っています。具体的には、イオンモール等でイベントを開催して、ボランティア団体やNPO等のPRをしております。

○___副委員長 団体を増やすために、例えばチラシを配布したり、説明会を開くといったことをしているのですか。

○市民生活課 活動団体の冊子を作成・配布したり、毎年2月にイオンモール水戸でイベントを開催しております。また、去年はオンラインで団体の周知を行いました。

○___副委員長 説明会は、『水戸市でボランティア団体を募集していますから、皆さんぜひ御参加ください。』という内容なのですね。

○市民生活課 はい、そうです。

○___副委員長 市民の反応はどうでしたか。

○市民生活課 去年は、新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン開催でしたが、一昨年までの説明会では、数千人の来場者がありました。そのなかでボランティア団体の活動に加わった方もいると聞いております。

○___副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○___委員長 3つの質問に対して回答をいただきました。その他に御質問はありますか
<意見無し>

○___委員長 次に、第3の柱「柔軟な行政運営体制の構築」の質問に移ります。それでは、回答をお願いします。

○行政経営課 よろしくお願ひします。まず、「13 事務事業の見直し」についてお答えします。45 ページの、働きやすい職場づくり推進の為、水戸市事務改善ワーキングチームにより推進されていることですが、改善に係る職員提案が見送られ、別手法による事務改善の取組を実施したとありますが、どの様な点に取組みましたか。一覧30-⑧の働きやすい職場づくり、女性管理職員の登用に生かされる基盤になることを望みます、という御質問でした。事務改善に係る職員提案制度については、実施状況の14ページに掲載のとおり、年度計画として位置付けておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う業務への対応を優先したことから、令和2年度の提案募集を見送ったところでございます。そのような状況

ではありましたが、市として少しでも事務改善を進めるべきとの考えから、別手法による事務改善の取組を実施しました。別手法による事務改善の取組としては、「定期監査指摘事項フォローアップ制度」として、会計事務などの統一的なルールにより処理する事務に係る定期監査における指摘事項の再発防止に向け、全庁的な取組を推進し、適正な事務執行の確保に努める制度を創設し、令和2年度においては、契約検査課所管の工事契約に関する事務を選定し、取組を行ってまいりました。委員御指摘の、働きやすい職場づくりや女性管理職員の登用についても、ワークライフバランスの推進や多様な人材の確保等に向けた取組として重要であることから、昨年度設置いたしました水戸市事務改善ワーキンググループ及び水戸市働きやすい職場環境づくりワーキンググループにおいて、積極的な検討・推進を図ってまいります。

○情報政策課 続いて、16 ページ「14 ICTの活用」について、RPAを和訳してほしいということでした。これはロボティック プロセス オートメーションといいます。人が行う定型的なパソコンの入力作業をソフトウェアが代替して行うシステムツールです。このツールを利用することにより、日常業務において発生している大量のパソコンへの入力業務を自動化することが可能となり、作業時間を削減することが期待できます。本市においても、令和元年度からRPAに関する実証実験を実施し、令和2年度に本格導入をいたしました。昨年度の成果であります。税や福祉などの18業務の入力作業をRPAにより自動化することで、2,041時間の業務時間の削減効果が得られました。今後、自治体では人口減少による職員の人材不足が見込まれる中、RPA、AI等デジタル技術の活用により事務効率化を図り、真に必要な市民サービスの拡充を目指してまいります。続いて、「14 ICTの活用」について、___委員から御質問をいただいております。質問の内容は、様々な事業がデジタル化され、効率よく行われています。RPAを用いた定型作業の自動化による職員負担の軽減と記載されていますが、具体的にはどのような作業でしょうか。議事録作成におけるAIの活用とありますが、例えば、今回の会議の場合、どのように活用されるのでしょうか。デジタル化が進んでいるので、委員会の資料もPDF等で、Eメールで委員に送れば、職員の負担の軽減になるのではないのでしょうか、という御質問でした。回答としまして、令和2年度におけるRPAの導入効果につきましては、これまで職員が行ってきたデータ入力業務がロボットにより自動化されることにより、2,041時間の業務時間の削減効果が認められたところです。削減が可能となった業務であります。具体的には、税における督促状や還付領収書といった印刷物発行の業務や農地台帳システムへの遊休農地調査の入力業務等、日常的な業務をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策としての緊急の対応を要する業務についても、RPAを適用し、迅速な対応を行ったところであります。次に、議事録作成におけるAIの活用についてであります。AIによる音声認識機能により、高い精度で自動的に音声を文字へ変換するシステムを活用し、各種会議における議事録等の作成業務の効率化を図るものであります。これまで、会議後、職員が録音データ等から発言内容の書き起こしを行ってまいりましたが、このシステムを活用することにより、会議録の作成に係る

時間の縮減が可能となっております。今後につきましても、RPA、AI等のデジタル技術を積極的に活用し、事務の効率化を図るだけでなく、人的資源の有効活用により、真に必要なとする市民サービスの拡充に向け、取組を進めてまいります。なお、後半の御質問につきましては、行政経営課からお答えいたします。

○行政経営課 デジタル化が進んでいるので、委員会の資料もPDF等で、Eメールで委員に送れば、職員の負担の軽減になるのではないのでしょうか、という御質問に対して回答いたします。委員会の資料をデータ形式で、Eメール等により送信することにつきましては、各委員会において事情が異なることから、各委員会等の所管部署において、その有効性を検討の上判断すべき事項となります。本委員会におきましては、資料の種類・枚数が多いことから、各資料を同時並列で参照する際の電子端末での視認性の低下が懸念されることなどから、現状では、紙媒体の資料を事前に郵送する対応を取らせていただいております。しかしながら、___委員の御指摘のとおり、デジタル化が進み、その活用は時代の流れでありますことから、今後どのような形で活用ができるものか検討を進めてまいります。以上でございます。

○___委員長 ありがとうございます。この会議の議事録もAIを使うのですか。

○行政経営課 今回の会議についても、こちらのICレコーダーで録音したデータをAIシステムに取り込んで、文字起こしを行う予定です。

○___委員長 職員が録音データを聞いて、文字起こしをすることはしないのですね。

○行政経営課 AIが起こしたものを、多少手直しすることを想定しております。

○___委員長 わかりました。ただいまの回答について、御質問はありますか。

○___委員 御回答いただき、ありがとうございました。委員会の資料もPDF等で、Eメールで委員に送れば、職員の負担の軽減になるのではないかという質問についてです。パソコンで見たほうが良いという人もいれば、紙のほうが良いという人もいますので、希望をとって行ったらどうかと思って質問しました。

○___委員長 2,041時間の業務時間の削減とありますが、人に換算するとどのくらいでしょうか。1人の1年分くらいの業務量になりますか。

○行政経営課 おおよそ、その程度になります。

○___委員長 RPA導入はどのくらい進んでいるのでしょうか。

○情報政策課 現在、各担当課に情報政策課の職員が出向いて、デジタル化できるものを探し出しつつ、さらなるRPAの活用に向けて努力しているところです。

○___委員長 外部委託はしていますか。

○情報政策課 委託はしておらず、情報政策課の職員が各課へ出向く形で行っております。

○___委員長 ありがとうございます。他に御意見はありますか。

○___副委員長 よろしいですか。デジタル化についてです。こちらの委員会に出席して報酬をいただきますが、以前と同様に印鑑を求められています。脱ハンコということも言われていますが、水戸市の取組はいかがですか。

○**事務局** 脱ハンコについては、総務法制課で進めております。以前にも全庁的に見直しをしまして、書類申請や内部手続について大幅にハンコの使用を減らしたのですが、報酬は現金の授受を伴うために省略することが難しかったという経緯があります。

○**副委員長** 委員として、一市民として、DX化を期待していますので、よろしく願います。

○**委員長** 職員提案制度は見送ったとのことでしたが、別手法として、定期監査指摘事項のフォローアップを行ったというのは、非常にいい取組だと思います。これは行政経営課が考えたのですか。

○**行政経営課** こちらは監査委員事務局からお話がありました。毎年の定期監査で同様の細かいミスが各課から出てくる、A課で発生したミスが、翌年はB課やC課で発生するのをなんとかできないかと相談がありました。そこで昨年度においては、契約事務について契約検査課と協議しながら、全庁的に改善できるように取組を進めているところでございます。

○**委員長** ありがとうございます。

○**委員** よろしいですか。ICTの活用に関して、マイナンバーカードを利用して証明書等をコンビニ交付する、実際に利用して非常に便利だと実感しました。合わせて、健康保険証もマイナンバーカードに組み込まれるとのことで、最近では一部の病院で使えるようになってきています。少しずつマイナンバーカード交付も増えてきているようですが、さらに推進するために、市として考えはありますか。この資料には記載がありませんが、大事なことと思いますので質問いたしました。

○**情報政策課** マイナンバーカードの普及については、現在、市民課が市民センターに出張して申請受付を行っております。なるべく市民の皆様に近い場所で、マイナンバーカードを取得できる取組を進めております。また、マイナポイントについては、今年4月までにマイナンバーカードを取得した方を対象にしまして、市役所窓口で申請のサポートを行っております。マイナンバーカードの多目的利用についても、市として引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

○**委員** 当初、マイナンバーカードに健康保険証が組み込まれるという話でしたが、そうはなりません。しかし、最近になっていくつかの病院で使えるようになってきました。病院によって対応が違う、病院側が積極的に導入しようとしていないのではないかと。そのことについて、行政はどう捉えているのかをお聞きしたいです。

○**委員長** 大事なことですね。お分かりになる範囲でお答えいただけますか。

○**情報政策課** 健康保険証の活用については、国保年金課が実施しております。確かに、こちらの病院では対応できるが、こちらの病院では対応できないということでは、市民の皆様に御迷惑をかけてしまいます。カードシステムの導入に当たって、国からの補助等があると聞いておりますが、導入するかの判断は病院にあります。

○**委員** わかりました。

○**委員長** その他に御質問はありますか。

○委員 今おっしゃっていましたが、発信側と受信側のずれが大きいです。発信するほうは理解していても、受信するほうの理解度がバラバラである、受信側の状況をしっかりと把握した上で、スムーズに定着するように行政側も取り扱ってほしいと思います。

○委員長 重要なことですので、よろしくお願いします。それでは、第3の柱についてはこれでよろしいでしょうか。

<意見無し>

○委員長 次に、第4の柱「未来へ向けた財政基盤の構築」の質問に移ります。よろしくお願いします。

○収税課 収税課でございます。よろしくお願いします。副委員長からの御質問「24 収納率の向上（収納率向上に向けた取組の推進）」についてお答えします。収納率向上に向けた取組につきまして、令和2年度においては、「広報みと」や市ホームページ等を活用して、口座振替の推進や納期内納付についての広報・啓発活動等を随時行ってまいりました。また、納税者の利便性向上を図るため、口座振替をはじめ、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付のほか、昨年度から新たにスマートフォン決済アプリを利用した納税の手段を導入し、納付機会の拡充に努めてまいりました。滞納整理に関しましては、滞納初期の早い段階から催告書の発送や納税相談に着手するとともに、財産調査の徹底を図りながら適切な滞納処分の執行に努め、収入未済額の縮減に取り組んでいるところです。また、昨年度の催告書発送に当たっては、滞納者の実情に合わせた随時の催告と、滞納額に応じて対象者を抽出する一斉催告を行っており、それぞれ催告文書の文言を工夫するなど、滞納者からの反応率が高められるよう努めてまいりました。徴収職員の育成につきましては、徴収事務は専門性が強く求められることから、茨城県をはじめ様々な機関において研修会等が開催されており、例年、積極的に職員を派遣しております。課内研修等におきましては、徴収事務経験2年目以降の職員による新任職員研修のほか、OJTを活用するなど職員のスキルアップを図ってまいりました。今後につきましても、納税者の利便性向上に資する施策の展開とともに、法令に基づく厳正な滞納整理が行えるよう徴収職員のノウハウやスキルを高めつつ、収納率の向上に向けた取組を推進してまいります。続きまして、委員より御質問をいただきました、国民健康保険税の収納率の年度計画についてお答えいたします。国民健康保険税の目標収納率につきましては、現在の実績を基に今後3年間で達成できる現実的な目標値として設定しております。収納率向上に向けた取組としましては、滞納初期の早い段階から催告書の発送や納税相談に着手するとともに、財産調査の徹底を図りながら、適切な滞納処分の執行により滞納整理を強化しているところです。こうした市税と同様の取組のほか、賦課担当課による短期被保険者証及び限度額適用認定証の交付に合わせて納税相談も実施しております。今後につきましても、滞納整理の強化に努めるとともに、納付機会の拡充等納税者の利便性向上に資する施策を展開し、収納率を向上させていく事で納税者間の公平性の確保を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。滞納処分はしているのですか。

○**収税課** 昨年の令和2年度の状況を申し上げますと、市税では1,078件、国民健康保険税では783件の財産の差押えを行いました。

○**委員長** 例年より多く行ったのですか。

○**収税課** 令和元年度は、市税では968件でした。先ほど申し上げた令和2年度は1,078件でしたので、110件多く差押えを行っています。また、国民健康保険税については、令和元年度は633件、令和2年度は783件でしたので、150件多く差押えを行いました。

○**委員長** コロナの影響で経済的に大変な状況にある世帯に対して、配慮することはありますか。

○**収税課** 令和2年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの市民の方々の生活が厳しくなっております。ただ、令和元年度と令和2年度を比較すると、財産調査をした結果、納付資力があると判断された方が令和2年度のほうが多くなっています。

○**委員長** わかりました。

○**委員** よろしいですか。差押えの件数は、債権管理機構によるものですか。あるいは、水戸市が行ったものですか。

○**収税課** 先ほど申し上げた差押えの件数ですが、こちらは水戸市が行ったものでございます。水戸市のほうで滞納整理がなかなか進まない、また広域的な滞納整理を必要とするものについては、茨城租税債権管理機構へ案件を移管しております。

○**委員長** 他にはありますか。

○**委員** よろしいですか。国民健康保険税の収納率が70パーセント程度とのことでしたが、納めていない方は健康保険証はもらえないのですか。

○**収税課** 健康保険証については、国保年金課より送付をしております。納付状況をみて、過去3年間で5期以上の未納がある方については、短期被保険者証を送付しております。これは6か月の期限付きの保険証となります。

○**委員** ありがとうございます。

○**委員長** コロナ禍という状況を踏まえて、市として生活保護世帯への配慮等はするものですか。それとも関係なく、不適正な申請については厳しくしているのですか。

○**事務局** 担当課が出席しておりませんので、事務局としてお答えいたします。生活保護の適正化に向けた取組につきましては、基本的な考え方はすべて適正化というものになっております。対象となるのは不正に多く受給した方というのが基本になっております。コロナの影響により生活が困窮している方については、不適正な部分には入らないと認識しております。

○**委員長** わかりました、ありがとうございます。他にはありますか。

<意見無し>

○**委員長** それでは、第5の柱「地方創生時代にふさわしい人材の育成」の質問に移ります。実施項目の28番、30番について、順次回答をお願いします。

○**人事課** 人事課でございます。____委員からいただいた御質問のうち、「28 職員の能力

育成（研修の推進）」について回答いたします。質問の要旨としては、公務員コンプライアンス研修の実施状況についてです。本市におけるコンプライアンス及び公務員倫理に係る職員研修については、表に記載のとおり実施しているところです。基本研修において、法令遵守に留まらず、本市及び本市職員への社会的要請を踏まえ、組織又は個人として、実務の場面で具体的に判断・行動できるように、実際にあった様々な事例への対応を考えながら、コンプライアンスの本質を学ぶ内容としております。また、不祥事の前兆現象の具体例や実際に他市町村で発生した事例を通じ、組織内で不祥事を起こさない仕組みづくりについても学ぶこととしております。さらに、職場のマネジメントという役割が求められる管理職員を対象とする研修においては、上記内容に加え、職場管理の基本を再点検し、部下とのコミュニケーションを強化するなどの、コンプライアンス浸透策の習得を図る内容としております。各研修では、委員御提案の、国家公務員倫理法が求める地方公務員に必要な施策や地方自治法に規定される内部統制制度などの法的な観点についても取り上げており、引き続き公務員制度と連動した研修を実施してまいります。以上でございます。

○行政経営課 次に、___委員よりいただいた「30 ワーク・ライフ・バランスの推進」に関する御質問についてお答えいたします。質問の内容としては、「働き方改革」民間企業においてコロナ禍に伴い、大きな変化がありました。国からの要請に応じる形でテレワークが導入され多数の社員が在宅等で仕事をするようになりました。それらによって通勤の負担が解消されたうえ時間的に余裕ができ「ワーク・ライフ・バランス」の前進がみられました。このようなことから民間企業ではコロナ禍がきっかけとなり働き方の選択肢が広がり社員の満足度やモチベーションの向上となっているようです。民間と公務員と分けて考えることではありませんが、自治体の職場ではコロナ対策としての助成金の申請受付、各種啓発活動、その他諸々の事務作業に忙殺される姿が見られ、恒常的な長時間労働に加えてサービス残業も公然と行われているケースが多い。また、テレワークもほとんどの自治体では本格的導入には至っていないと思います。窓口業務など住民対応の職場が多いことに加え、IT化が遅れていることが大きな要因であります。職場が在宅などで働く事に対する住民の反応を気にして導入に踏み切れないとの事情もあるようでしょう、とのことでした。回答としまして、本市では、職員の多様な働き方を推進し、業務の一層の効率化を図るため、テレワークの導入に向けた取組を進めており、現在、テレワーク試行方針を定め、一部の部署・業務において試行を実施しているところでございます。テレワークの導入による効果としましては、通勤時間の削減等により家庭の用務と仕事の両立が期待でき、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることができます。また、家庭の事情等による職員の不本意な休暇や退職等の抑制を図り、人材の確保や職員の能力の活用など、組織の安定運営に資することが期待できます。今後、テレワークの本格的な導入に向け、試行導入による効果や課題等を検証し、制度の見直しを進めてまいります。以上でございます。

○人事課 続きまして、「30 ワーク・ライフ・バランスの推進（男性の育児参加に向けた取組の推進）」についてお答えいたします。質問の要旨は、男性職員の育児参加に係る先進

事例についてでございます。回答としまして、地方公務員の男性の育児休業取得率については、令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年までに30パーセントの成果目標が設定されたところです。一方で、地方公務員の男性職員の育児休業取得率の全国平均は、令和元年度実績で8.0パーセントと国が示す目標値を下回っている状況ですが、その中で、取得率が92.3パーセントとひと際高い千葉市の取組をお示しします。千葉市では、所属長が所属職員に子どもが生まれることを知った際、「パパママ計画書」を作成し、そのなかで出産予定日の5か月前、1か月前、出産2週間後、育児休業復帰前後の四つの段階での、育児休業や出産時の休暇等の取得予定を記入することとしています。その計画書を踏まえ、所属長と本人が面談し、育児への参画を明確に意識してもらうことを大きな目的としているとのこと。また、育児休業の取得予定を調査し、取得予定が「ない」と回答した職員に対しては、取得しない理由を確認し、その理由として経済的な影響を挙げた場合には、育児休業給付金等の制度を周知し、経済的な不安を取り除いたうえで取得を勧めるなど、「育児休業を取得することが当たり前」という意識を定着させているそうです。本市においては、子どもが生まれることが分かった男性職員に対して、育児休業をはじめ、出産補助休暇や育児参加休暇等の制度の詳細を個別に案内する取組を令和元年度から実施しており、その結果、令和2年度の男性職員の育児休業取得率は、8.5パーセントと、前年の1.9パーセントから6.6ポイント上昇しました。しかしながら、未だ国の目標値を下回っている状況であることから、他団体の取組事例等も参考にしながら、引き続き、職場全体で男性職員の育児への参画を後押ししてまいります。説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。人材育成、ワーク・ライフ・バランス、職員の育成等についての質問・回答でした。男性職員の育児休業の取得率が高まったのは、千葉市が行っているようなことを取り入れた結果ということですか。

○人事課 社会的にも、男性も育児休業を取るという意識が高まっていると感じております。周知のための資料は以前から作成して、説明を行っておりましたが、男性職員の意識が少しずつ高まってきたのだと思います。

○委員長 育児休業の期間はどのくらいですか。

○人事課 令和2年度の状況では、1か月とか、中には1年取得した職員もいます。先ほどの千葉市の事例では、1、2週間と短い期間の方もいるようです。出生後8週間の間に、5日間を育児参加休暇として取れる制度もあります。昨年度の育児参加休暇の取得率は44パーセントでした。ただ、育児休業となると、手当金はあるものの経済的に心配だとか、あるいは担当業務に支障が出てしまうために、男性職員の育休取得がなかなか進まないのかと思います。

○委員長 育児休業を取得した場合、代替えの職員は雇用するのですか。

○人事課 期間にもよりますが、1か月程度であれば、会計年度任用職員を活用したり、周囲の職員でサポートする対応をしております。長期の育休を取得するのであれば、場合によ

っては職員を補充して支援することも考えます。

○___委員長 育児休業の期間中は代わりの職員を入れる、と人事課のほうから提案しているのですか。それとも職員から申請する形ですか。

○人事課 育児休業の期間は職員それぞれで違ってきますので、どのような支援体制をとるか所属長に検討していただいて、長期の育休となる場合には人事担当へ相談して、会計年度任用職員を入れるか、正規職員を充てるか検討することになります。

○___委員長 ありがとうございます。他に御質問はありますか。

○___委員 よろしいですか。民間企業などは昔は休暇を取りづらい雰囲気がありましたが、水戸市ではどのような感じでしょうか。

○人事課 水戸市役所では、ワーク・ライフ・バランスの推進の一環として、年次有給休暇の取得の促進を行っております。目標値が年 12 日であるのに対して、実績は 10.6 日となっております。目標達成はできておりませんが、休暇取得の推進は行っておりますので、休みを取りづらいといったことはないかと思っています。

○___委員 1年間と長期の休みを取る人もいるとおっしゃっていましたが、出産に関することで1年の休みを取れるということですか。

○人事課 令和2年度に、1年間の育児休業を申請・取得した男性職員がおります。その他は1、2か月くらいの育児休業を取得する職員もおります。

○___委員 一般的には、男性の育児休業が1年間というのは長すぎると思いますがいかがですか。

○人事課 制度上は、女性職員の場合は3年近く育児休業を取れるようになっています。保育所入所の関係で、だいたい1年弱の育児休業を取る方が多いです。男性職員については、出生後8週間程度の期間に育休を取る方が多いです。

○___委員長 確認ですが、43 ページで、精神的なことで休まれている方が 2.1 パーセントいる、地方公務員の平均値を上回っているとのことでした。地方公務員の平均値とはどのくらいなのですか。

○人事課 平成30年度では1.4パーセント、令和元年度は1.6パーセントでした。

○___委員長 それに対して、水戸市は 2.1 パーセントと平均値を上回ったということですね。

○人事課 はい。

○___委員長 県の状況はどうなのでしょう。

○人事課 そちらは把握していません。

○___委員長 わかりました。水戸市として、職員に対するサポートは行っていますか。

○人事課 1か月以上の療養休暇を取得した職員をサポートする取組として、平成22年に職員の「心の健康づくり計画」を策定・実施しておりました。本年3月には、令和3年度から令和7年度の5年間で計画期間とした第4次の「心の健康づくり計画」を策定しております。メンタルヘルス対策として、産業医や保健師による面接や保健指導を行うとともに、長

期療養者の復職を行う際に、主治医や所属長と連携しながらスムーズに職場復帰ができるように、専門的な立場からの支援体制の充実・強化を図っております。職員研修においても、メンタルヘルス研修を実施しております。また、全国的に実施が求められているストレスチェックの分析結果を活用して、職場の環境改善や療養、再発防止に取り組んでまいります。

○___委員長 わかりました。ありがとうございます。その他、人材の育成に関して御質問はありますか。

○___委員 よろしいですか。職員の適正配置の判断は、どのように行うのですか。

○人事課 まず、所属長から職員へヒアリングを行いまして、合わせて自己申告書の内容も踏まえながら配置しております。ただ、実際に業務を始めたところ合わなかったり、精神的な疾患を抱えてしまうということもないわけではないです。そういったことが確認されれば次年度の配置に反映して、なるべく適材適所の配置となるように努めてまいります。

○___委員 わかりました。

○___委員長 その他に御意見、御質問はありますか。

<意見無し>

○___委員長 それでは、五つの柱についての質疑応答と意見交換を進めてまいりました。毎年1回このような形で前年度の事業を評価することになります。今回はコロナの影響が大きかったのですが、取組が一定の効果を上げた部分も見受けられました。また、本日は課題も指摘されていますので、そのあたりを含めて行政経営課より各課につないでいただき、作業を進めていただきたいと思います。特に御意見がないようでしたら、以上を持ちまして審議を終了といたします。委員の皆様には、貴重な御意見を多数いただき、ありがとうございました。各委員からいただきました御意見等も踏まえて、水戸市行財政改革プラン2016の適切な進行管理を行っていただくようお願いいたします。それでは、進行を事務局へ戻します。

○事務局 本日は、長時間にわたる審議をいただきまして、ありがとうございました。次回の委員会については、先ほど委員長よりお話がありましたように、来年度の開催となります。行財政改革プラン2016後期実施計画の令和3年度の実施状況について報告し、御審議いただく予定としておりますので、よろしく申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回行政改革推進委員会を終わりいたします。ありがとうございました。